

熊本県公報

第 1 1 2 6 5 号
平成 17 年 5 月 25 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課) 1
○天草不知火海区における漁場計画(免許の内容等)	(漁政課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○"	(") 2
○保安林の指定	(森林保全課) 3
○"	(") 3
○兼用工作物管理協定の締結	(河川課) 3
○"	(") 4
○"	(") 4
○"	(") 4
○"	(") 5
○"	(") 5
○指定居宅サービス事業所等に係る変更の届出	(高齢者支援総室) 6
○指定居宅サービス事業所の指定	(") 6
○"	(") 6
公 告	
○平成17年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に伴う適性検査及び講習の実施	(自然保護課) 6
○県営土地改良事業計画変更の決定	(農村計画課) 8
○開発行為工事完了公告	(建築課) 8
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 9
○団体営土地改良事業施行の同意	(") 9
○熊本都市計画地区計画の変更	(都市計画課) 9

告 示

熊本県告示第692号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
 - (2) 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目26番5号
- 2 講習会の日程等
 - (1) 日程

平成17年10月3日(月)、10月17日(月)及び10月24日(月)
 - (2) 講習科目
 - ア 管理理容師資格認定講習会
 - (ア) 公衆衛生学
 - (イ) 理容所の衛生管理
 - イ 管理美容師資格認定講習会
 - (ア) 公衆衛生学
 - (イ) 美容所の衛生管理
 - (3) 講習会の会場

熊本県町村自治会館(熊本市健軍二丁目4番10号)
 - (4) 受講料

14,000円
- 3 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター熊本県支部(熊本市白山一丁目4番9号末永ビル2階 電話 096-364-5865)

熊本県告示第693号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、天草不知火海区における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域その他免許の内容たるべき事項、地元地区、制限又は条件、免許の存続期間、免許予定日並びに免許申請期間を次のとおり定めた。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 牛深市深海町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点第172号（牛深市深海町浅海保木鼻西端）

ア 基点1と牛深市深海町黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度・430メートルのところ

イ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度30分・495メートルのところ

ウ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ50度・540メートルのところ

エ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ53度30分・490メートルのところ

オ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ115度30分・465メートルのところ

カ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ136度30分・315メートルのところ

2 地元地区 牛深市深海町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

4 免許の存続期間

漁場計画番号	存続期間
天区第120号	免許の日から 平成25年8月31日まで

5 免許予定日 平成17年9月1日

6 免許申請期間 平成17年6月15日から平成17年7月15日まで

熊本県告示第694号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
戸山外科 熊本市小峯二丁目5番33号	医療法人社団東陵会	平成17年5月12日

熊本県告示第695号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター菖蒲苑 山鹿市昭和町601番地	医療法人社団三森会	平成17年5月16日

熊本県告示第 696 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池市龍門字宮ノ上 2055 の 1
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 697 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 17 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡五和町大字若蕨 1849、1852 の 4、1852 の 12、1852 の 14 から 1852 の 20 まで、1867 の 1、1867 の 3、字古道 1891 の 1、字吹ノ峠 1940、1941 の 1、1941 の 4、1942 から 1946 まで、1947 の 1、1947 の 3、1948、1949、1958、1958 の 1、字小椎尾 1975 の 1、1975 の 3、1977 から 1980 まで、1983 から 1985 まで、1986 の 1、1989、1990、1997、2015、字上宇治 2015 の 1 から 2015 の 4 まで、2015 の 7 から 2015 の 10 まで、2015 の 12、2015 の 13、2015 の 15、2015 の 16、2015 の 18、字小椎尾 2041、2043、字上宇治 2045 の 1、2046、2051 の 1、2051 の 3、2051 の 4、2051 の 6、2053 の 1、字市ノ平 2106 の 1、2106 の 6、2106 の 7、2106 の 10、字南宇土 2151、2159、字奈久葉山 2192 の 1、2193、2194 の 1、2195 の 1、2199 の 1、2199 の 10、2202 の 1、2202 の 11、2234、字琵琶ノ首 2243 の 1（次の図に示す部分に限る。）、2243 の 2、2244 の 2、2256 の 2、2265 の 2、字亀甲 2388、2393 の 1、2394
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに五和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 698 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系木山川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
木山川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
上益城郡益城町大字木山字前田 238 番 10 地先から上益城郡益城町大字福原字下満所 832 番 1 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 益城町 代表者 益城町長 川崎義秀
益城町宮園 702 番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。